

令和2年7月

## 新規受託項目のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

この度、特定化学物質障害予防規則（特化則）の一部が改正されることになり、令和2年7月1日から施行されることになりました。今般の改正の中で「尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定がスチレンによるばく露状況を評価するための検査であること」が示されました。

これに伴い、尿中のマンデル酸およびフェニルグリオキシル酸の総量をご報告する下記項目を登録いたしましたので、ご案内いたします。

弊社におきましてはご要望に幅広くお応えすべく研鑽を重ねてまいりますので今後共引き続きお引き立ての程お願い申し上げます。 敬白

\*\*\*\*\* 記 \*\*\*\*\*

### ■新規受託項目

項目コードNo.	58276
検査項目名	スチレン代謝物
検体量	尿 1 mL <sup>*1</sup>
容器	S27(滅菌スピッツ容器)
保存方法	冷蔵
検査方法	LC-MS
基準値	0.43 g/L 以下 <sup>*2</sup> (合算値としての指標：生物学的許容値 0.43 g/L 以下)
報告形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>マンデル酸(MA)</li> <li>フェニルグリオキシル酸(PGA)</li> <li>合算値(MA+PGA)</li> </ul> 上記3つの値をご報告いたします。(分布区分はご報告いたしません)
実施料	未収載
所要日数	5~6日
報告下限	0.01 g/L 以下
報告上限	9,990,000 g/L 以上
報告桁数	小数2位、有効3桁
備考	*1 検体採取時期 採取日は連続した作業日の2日目以降。作業終了の2時間前に一度排尿し、その後は排尿せずに、作業終了後に採尿したものをご提出ください。 *2 生物学的許容値：0.43 g/L 以下は、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響がみられないと判断される濃度です。

### ■ 開始期日

令和2年7月1日（水）受付分より

以上

20-0715

## ■労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

厚生労働省から以下の通知が出ていますので、ご参照ください。

特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）等が制定されてから 40 年以上が経過し、その間、医学的知見の進歩、化学物質の需給関係の変化、労働災害の発生状況の変化等に伴い、化学物質による健康障害に関する事情が変わってきています。

今般、化学物質による健康障害に係る健康診断項目について、厚生労働省における「労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」の検討結果を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）、有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）及び特化則について改正を行うこととしたものです。これらにつきましては、令和 2 年 7 月 1 日から施行することとしております。

（厚生労働省労働基準局長 基発 0304 第 3 号より）

[ 以下、特別有機溶剤（スチレン）における尿中マンデル酸記述箇所より抜粋 ]

物質			改正後	改正前
スチレン	特化則・特有剤	一次健康診断	尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定	尿中の蛋白の有無の検査及びマンデル酸の量の測定